

平成 2 3 年 第 4 回 臨時会

厚岸町議会会議録

平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日 開会
平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成23年 厚岸町議会 第4回臨時会 会議録

招 集 期 日	平成23年11月24日		
招 集 場 所	厚岸町 議場		
開催日時	開 会	平成23年11月24日 10時00分	
	閉 会	平成23年11月24日 11時08分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	佐藤 淳一	○	9	南谷 健	○
2	大野 利春	○	10	谷口 弘	○
3	石澤 由紀子	○	11	中屋 敦	×
4	佐々木 敬治	○	12	室崎 正之	○
5	中川 孝之	○	13	音喜多 政東	○
6	堀 守	○			
7	金橋 康裕	○			
8	竹田 敏夫	○			

以上の結果、出席議員12名 欠席議員1名

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	佐田 靖彦	議事係長	田崎 剛
--------	-------	------	------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

町長	若狭	靖
副町長	大沼	隆
総務課長	會田	周二
税財政課長	小島	信夫
まちづくり推進課長補佐	星川	雅美
町民課長補佐	石塚	徹
保健福祉課長	松見	弘文
環境政策課長	大崎	広也
産業振興課長	阿部	延昭
建設課長	高谷	高
病院事務長	土肥	正彦
水道課長	常谷	智晴
特別養護老人ホーム次長	中尾利都子	
会計管理者	佐藤	悟

(2) 教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	米内山	法敏
生涯学習課長	高根	行晴
体育振興課長	木村	正

(3) 農業委員会

事務局長	竜川	正憲
------	----	----

1. 会議録署名議員 12番 室崎議員 1番 佐藤議員

1. 会期

11月24日の1日間

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成23年厚岸町議会第4回臨時会議事日程

平成23年11月24日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	認定第1号	平成22年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	平成22年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成22年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成22年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成22年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成22年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成22年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成22年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
	認定第10号	平成22年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
5	議案第60号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第61号	厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
6	請願第1号	漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願書
7		陳情第1号の訂正の件について

厚岸町議会 第4回 臨時会 会議録

午前10時00分

●議長（音喜多議長） ただいまから、平成23年厚岸町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

●議長（音喜多議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により12番室崎議員、1番佐藤議員を指名いたします。

●議長（音喜多議長） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。9番、南谷委員長。

●南谷委員長 本日11月24日、午前9時から第11回議会運営委員会を開催し、第4回臨時議会の議会運営について協議をいたしましたので、その内容を報告いたします。

議会側からの提出は、会期の決定。平成22年度各会計決算の認定、特別委員会の報告でございます。請願第1号。陳情第1号の訂正について。以上、4件がございます。審査方法はいずれも本会議ですることと決定いたしました。

町長提出の議案は、議案第60号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてと、議案第61号厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。この条例改正2件であります。いずれも本会議において審査することに決定し、改正内容が関連しておりますので、60、61号は一括上程し、質疑、採決は1件ずつ審査することに決定いたしました。

議事日程は、別紙のとおりでございます。

第4回定例会に提出する議会運営委員会の閉会中の所管事務継続調査の申出書を提出することを決定しております。

本臨時会の会期は、本日11月24日、1日間とすることに決定いたしました。

以上第11回議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議長） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議長） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日、1日間とすることに決定しました。

- 議長（音喜多議長） 日程第4、認定第1号平成22年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号平成22年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本10件の審査につきましては、平成22年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。1番、佐藤委員長。

- 佐藤委員長 ただいま議題となりました、各会計決算審査報告をいたします。

平成23年9月7日、第3回定例会において、平成22年度各会計決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号、平成22年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号、平成22年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてまで、以上10件の審査については、去る10月21日及び11月2日の2日間、本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

- 議長（音喜多議長） はじめに、認定第1号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって、認定第1号、平成22年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議長） 次に、認定第2号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって、認定第2号、平成22年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（音喜多議長） 次に、認定第3号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって、認定第3号、平成22年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（音喜多議長） 次に、認定第4号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって、認定第4号、平成22年度厚岸町老人保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（音喜多議長） 次に、認定第5号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって、認定第5号、平成22年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（音喜多議長） 次に、認定第6号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって、認定第6号、平成22年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（音喜多議長） 次に、認定第7号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(音喜多議長) 異議なしと認めます。よって、認定第7号、平成22年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長(音喜多議長) 次に、認定第8号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(音喜多議長) 異議なしと認めます。よって、認定第8号、平成22年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長(音喜多議長) 次に、認定第9号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(音喜多議長) 異議なしと認めます。よって、認定第9号、平成22年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長(音喜多議長) 次に、認定第10号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(音喜多議長) 異議なしと認めます。よって、認定第10号、平成22年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長(音喜多議長) 日程第5、議案第60号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第61号、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

●総務課長(會田課長) ただいま上程いただきました、議案第60号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」と議案第61号「厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例

案の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

人事院は、本年も、例年同様、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を実施し、国家公務員の給与と民間の給与を比較した結果、国家公務員給与における月例給が民間給与を上回ったため、国家公務員という俸給表を引下げ改定することとし、また、本年も、高齢層における官民の給与差を考慮して、給与構造改革に伴う経過措置額の廃止などを行うこととして、去る9月30日に国会及び内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告しました。

なお、特別給、いわゆるボーナスについては、東日本大震災の影響が大きい岩手県、宮城県及び福島県を除いた民間の支給月数は3.987月となり、公務員のボーナスよりも、0.037月上回りましたが、全国を一つの単位で集計しているため、この東北3県のデータが欠けたことによる影響があることに加え、東北3県の厳しい経済状況に鑑みるとその特別給支給状況も厳しいとみられることから、特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定は見送られております。

ご承知のように、この勧告を受けた政府は、検討の結果、人事院勧告を実施するための給与法改正法案を国会に提出しないこととしましたが、同時に国は、本年10月28日付けで総務副大臣から、地方公務員の給与改定に関する取扱い等について、知事、指定都市の市長、議会議長、人事委員会委員長に対し通知をするとともに、人事委員会を置いていない市町村に対しては、都道府県を通じ、国における取扱いや都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に、これらを反映させた適切な改定を行うことが重要である旨、地方公務員法及び地方自治法に基づく技術的助言を行ったところであります。

厚岸町としましては、これらのことを踏まえ、これまでどおり、前段申し上げました人事院勧告の内容に準拠した改定をしようとするものでございます。

その改定要旨についてであります。

1つ目として、医師給料表適用職員を除き、40歳台以上の職員が受ける給料月額を平均約0.4パーセント引き下げることとし、給料表全体で平均0.17パーセント（人事院勧告の平均改定率は▲0.23%、北海道人事委員会勧告の平均改定率は▲0.26%）引き下げること。

2つ目として、平成19年度における地域給俸給表に準じた給料表の導入に伴う現給補償の算定基礎額を100分の99.59から100分の99.1として、100分の0.49引き下げること。

3つ目として、40歳台以上の引下げ改定対象職員が、本年4月に受けた給料、扶養手当、管理職手当、住居手当、単身赴任手当、いわゆる給与の額の合計額に調整率の0.34パーセント（人事院勧告の調整率は▲0.37%）を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月、12月の前月、11月までの月数、8ヶ月を乗じて得た額と、本年6月に支給された期末手当と勤勉手当の合計額に調整率の0.34パーセントを乗じて得た額を合算した額を基にして、本年12月に支給する期末手当から減ずる特例措置を設けるものであります。

なお、これら給与改定の内容につきましては、去る11月14日に職員組合に対し申し入れを行った上、同月17日に合意する旨の回答を得ておりますのでご理解願います。

それでは、改めて議案書の1ページをご覧ください。

初めに、議案第60号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたしますが、この条例は二つの条で構成されておまして、第1条は「職員

の給与に関する条例の一部改正」について規定し、第2条は平成19年厚岸町条例第10号で公布された「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」について規定しておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

まず、「第1条 職員の給与に関する条例の一部改正」の内容についてご説明いたします。

第1条は、別表1の一般給料表と別表2の医療職給料表の全部を改めようとするもので、この度改定しようとする給料表の新旧対照表については、別に配付しております「議案第60号・61号説明資料：別紙」のとおりですのでご参照願います。

なお、「議案第60号・61号説明資料：別紙」の1ページから4ページにわたる別表1が一般給料表、5ページから9ページにわたる別表2が医療職給料表となっております。

この度の給料表の改定内容についてであります。前段で申し上げましたとおり、一般給料表と医療職給料表において、40歳台以上の職員が在職する給料の号俸を平均0.38パーセント引き下げるもので、年齢によってその引下げ改定の率と額が異なり、最少が40歳台前半層が在職する号俸で、率では0.09パーセント、額では300円、最大が50歳台後半層が在職する号俸で、率では0.48パーセント、額では2,000円となり、給料表全体での平均では、率で0.17パーセント、額で615円の引下げとなるものでございます。

また、「議案第60号・61号説明資料：別紙」では、各級、各号俸において下線のある給料月額が引下げ改定となるもので、その引下げ改定対象職員は、すべて40歳台以上の職員で、職員数271人の内、145人が対象となるものでございます。

なお、町立厚岸病院の医師の給料月額を定めている医師給料表については、この度も医師確保のための処遇保持の観点から、人事院勧告に準拠して引下げ改定を行わないこととしております。

続きまして、「第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」の内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお開き願います。

この条例は平成19年厚岸町条例第10号で公布された「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の附則第6条第1項の規定を改正しようとするもので、附則第6条は給料の切替えに伴う経過措置について規定しております。

この給料の切替えに伴う経過措置であります。国家公務員の地域給の導入に準じて、平成19年4月1日に現行の給料表へ切り替えた際の経過措置として、切替日の前日の平成19年3月31日において受けていた給料月額を、同年4月1日の施行日において切替後の給料月額が下回ることとなる職員について、その下回ることとなる給料月額の差額を加えたものを給料として支給するという、いわゆる現給補償の措置について規定しており、現在も対象職員に対し、この現給補償の措置を講じているところであります。

なお、この減給補償の措置を受けている職員につきましては、91人でございます。

この現給補償の措置に係る算定基礎額については、当初100分の100であったものを、一昨年の条例改正により平成22年4月1日から100分の99.76に、本年4月1日から100分の99.59に改めておりますが、この度は、その算定基礎額をさらに0.49パーセント引き下げ、100分の99.1に改めようとするものであります。

続きまして、この条例の附則についてご説明いたします。

附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は平成23年12月1日から施行するとしております。

附則第2項は、本年12月に支給する期末手当に関する経過措置について規定しております。

その内容であります。本年12月に支給する期末手当の額を、基本的に本年4月1日に40歳台以上の減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、管理職手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に調整率100分の0.34（人事院勧告の調整率は▲0.37%）を乗じて得た額に、本年4月からこの条例の施行の日の属する月、12月の前月、11月までの月数、8ヶ月を乗じて得た額と、本年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当と勤勉手当の合計額に調整率100分の0.34を乗じて得た額の合計額に相当する額を減じた額とすることを規定しております。

なお、この項で規定している9ページの表は、一般給料表と医療職給料表における各職務の級において減額改定対象としない号俸を規定したものであります。

附則第3項は、この附則の前項の第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることとする委任規定でございます。

恐れ入りますが、議案書の10ページをお開き願います。

次に、議案第61号「厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。第1条では改定する給料表が別表1の企業職給料表であること、第2条では改正する附則の条番号が異なっているほかは、ただいま説明いたしました議案第60号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」と改正内容が同様でありますので、条例案の内容の説明は省略させていただきます。

また、別に配付しております「議案第60号・61号説明資料：別紙」の11ページから13ページが、別表1の企業職給料表の新旧対照表でありますのでご参照願います。

なお、すでに説明資料としてお配りしております、議案第60号の「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表」と議案第61号の「厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表」につきましても、併せてご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第60号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」と議案第61号「厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の改正内容であります。この度の給与改定により、厚岸町職員の年間給与は、減額改定対象職員以外の職員、いわゆる30歳台までの職員と嘱託職員を含めたすべての職員の平均で1人につき約1万3千円（減額改定対象職員のうち最大は約2万9千円）の減額、平均改定率ではマイナス0.23パーセントになるものと試算される所でございます。

なお、この給与改定による今年度の予算への影響額については、全会計において、共済費を含め、約500万円の減額になるものと試算しております。

これら減額となる予算の補正につきましては、各会計における事務作業の関係から、来年の第1回定例会に上程させていただき予定しておりますのでご了承願います。

さらに、前段で申し上げました、この度の人事院勧告に謳われていた高齢層における官民の給与差を考慮しての給与構造改革に伴う経過措置額の段階的な廃止などに係る改正に

については、本年の第4回定例会又は来年の第1回定例会に上程させていただき予定でおりますので、併せてご了承くださいませようお願いいたします。

以上、簡単、雑ばくな説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます、本条例案に関する提案理由と内容の説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議長） 始めに議案 第60号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。10番谷口議員。

●10番（谷口議員） 今回のこの給与条例の改正なんです。

40歳代以上の減額ということなんです。全国的にどんな方も非常に大変厳しい状況にある中での引き下げと。特にこの40歳以上は子供さんたちがちょうど高校、あるいは大学に進学をするというようなお子さんを抱えている方が非常に多いのではないのかなというふうに考えますけれども。

そういう中で今回引き下げられるということで、結果的に役場の給与は地域の漁協あるいは農協等の職員の給与にも大きな影響を与えることに今まではなってきたわけですが、これについての影響があるのかないのか。

それから、この今回町の改定で145人の一般の職員の給与の条例の方では影響があると言われてはいますが、今回この、高齢者というか年齢が高い人に影響が出るわけですが、そのあたり組合とはどういう話し合いがもたれて合意に至っているのか、そのあたり説明をしていただきたいというふうに思います。

それから第1条を説明されたんですけれども、もう少しわかりやすい、我々、長々と説明をされて、ここにいらっしゃる議員さんはみんなぱっとわかるのかどうかわかりませんが、私は殆どわからないんですけれども、この内容についてわかりやすく説明をしていただけないでしょうか。

●副町長（大沼副町長） まず前段の方の、特に農、漁協さんへの影響ということをご心配いただきましたけれども。それぞれの組合も町職員の給与を参考に、あくまでも参考にどういう年齢層にどういう額を支給するかということを決められていると伺っております。

ただし、両方の組合さんもそれぞれ年度当初に事業計画というものを定めてありまして、その事業計画の達成度合い等々を勘案して、最終的にボーナス、いわゆる特別給でその年度ごとの給与が定まって行くというふうに伺っております。

特に漁業協同組合の方の本年度の状況を、まだ、しめているわけではありませんけれども、今現在の状況をお伺いすると大変心配をしておりましたサンマにつきましても、漁場形成が遅くまでこの道東沖であったということと、それからもう1点は、特に着業者が多い昆布につきましても、例年12億ほどの水揚げがあるというところの中で、今年は量は確保できなかったと、大変厳しい状況であったと。

しかしながら値段の方がまずまずということで、私が伺っておいたのは10億5千万ほど確保できたと。それら総体的に見ますと漁協さんの方は、事業計画を達成できるという見込みであると、したがってこれから職員の給与等にどう反映させていくのかというふうな協議に入るというふうに伺っております。

さらには漁協の方では3.11の被害を踏まえて、今、盛んに事業を行っておりますけれども、それらに対する今年だけではなくて、今後もこういう事態はあり得ないということはないわけでありますから、それらに対する対応策というものも考えていかなければならないというふうに伺っております。

農協さんの方につきましては、乳価の問題等もあって1円高ですか、ということで、ただし、まだ引き続き経営状況は厳しい状況だというふうに伺っております。さらには、ご案内のようにTPPへの影響の不安もあるというふうに伺っております、大変厳しい状況だというふうに伺っております。

ただし、この今回の人事院勧告に基づきます給与改定につきましては、今のところ、町職員全体で500万円ほどの影響額が出るということで、その農協さん、漁協さんに対する影響というのは、確かに40代の方達は教育費等々で家計は厳しい状況であるとは認識しておりますけれども、大きく影響はしてこないのではないかとというふうに押さえております。その他のことにつきましては、総務課長からご答弁をさせていただきます。

●総務課長（會田課長） まず、2つ目のですね、組合との協議の内容でありますけれども。

この度この議会に上程させていただいた部分につきましては、組合の方からはこれまでの経過もあるので、経過というのは国家公務員の人事院勧告の内容に準拠した形であるところでの内容でございますので、この部分については了解をします。

ただし、最後に説明の中で申し上げさせていただきましたけれども、段階的な経過措置額の廃止というものが今回の人事院勧告の内容でございます。これにつきましては、人事院勧告の内容は24年度で2分の1基本的には。25年度では廃止ということで、要は40万の給料をもらっていた方が38万円になったと、地域給の導入によって。その2万円をこれまでそれを減額、減給補償という形で2万円を加えて給料として支給してきたんですけれども、これが24年度では4月1日からになりますけれども1万円、25年度からこの2万円がなくなるとような人事院勧告の内容でございます、これにつきましては、まだ、組合の方に申し入れは行っておりますけれども、合意には達していないということで。この部分を除いてはこれまでの経過もあるので、この部分については合意をさせていただくということで組合の方からは回答が来ております。

内容をもう少し詳しくということで。

まず1つ目として、1つ目の今回の改定の部分であります、先ほど40歳代以上の職員が受ける給料月額を平均約0.4パーセント引き下げるということと、給料表全体で0.17パーセントの引き下げになるという部分につきましては、この議案第60号・61号説明資料の別紙を見ていただきたいんですけれども。これの改正案の3級を見ていただきたいんですが。3ページの上段から2行目。61号俸のところがあるんですけれども、328,100円が327,800円。これが今回引き下げ改定となる最小の部分です。金額では300円。率で言うと0.09パーセントマイナスになると。最高ではそれぞれ0.48パーセントというのがありまして、3級の112号俸の部分なんです、363,200円から361,500円になります。これが1,700円の額なんです、率としては最高の率、他にも満遍なくあるんですが6級の65号俸の方をご覧いただきたいんですが、416,900円が414,900円となります。ですから額としてはこの部

分が最高の減額部分、2,000円と率も同じく0.48パーセントで最高の部分になっておりまして、これらを平均、要は30歳代までの下がらない職員、今回引き下げ改定とならない職員も併せた中での改定の率が平均で0.17パーセント引き下げになると。今、申し上げました40歳代以上の部分、これが平均をすると約0.40パーセント程度ということになります。

ただ、今回の0.40パーセントというのは、あくまでも職員がそこに在職する号俸をいって0.40パーセント。給料の全体の、給料表の改正としては0.38パーセントということで若干の差異はありますけれども、それがまず1つ目です。

次に2つ目として、一番最初に2つ目のご質問の回答で、答弁で申し上げましたけれども、減給補償の部分、これが19年度に始まって20年度まで100分の100で、先ほどの20,000円の部分が補償されてきたんですけれども、21年度で100分の99.76ということで、0.24引き下げられて、22年度で100分の99.59と、さらに0.17引き下げられて、さらに23年4月の時点での調整率になりますが、100分の99.59から100分の99.1に0.49ポイント引き下げるといって今回の2つ目の改正内容です。

3つ目、これがですね、3つ目の今回の附則の部分になりますけれども。12月の期末手当の調整ということで、4月1日の時点で受けた給料、4月21日が支給日ですけれども。4月に受けた給料、それと管理職手当、それと住居手当、扶養手当、単身赴任手当というのがあるんですけれども。この給与種目、それぞれ異なりますけれどもこれを足した給与に調整率の100分の0.34、これを掛けた額、掛ける4、5、6、7、8、9、10、11ですから8ヶ月分を掛けた額とそれと6月の期末勤勉手当の支給額に同じく調整率の100分の0.34を掛けた額、この額を足して12月の期末手当で調整をいたしますよというのが3つ目の今回の改正行為ということになります。よろしいでしょうか。

●10番（谷口議員） そうすると、あれですか、今の調整率のやつなんですけれども。結果的に今回の条例改正は4月に遡りますよね。12月1日から適用すると。

それでこの調整率の方は4、5、6、7、8、9、10、11までになるのかな。その間のやつを12月で出しすぎた分は削るとふうに理解していいんですか。

●総務課長（會田課長） 遡及ではございません。4月に受けた給与を基本として、それに先ほど申し上げました調整率を掛けると。それを4月から11月までの8ヶ月分の額と、それと期末手当の調整率100分の0.34を掛けた額、これを12月の期末手当から減額しますよと。要は差っ引きますよということですよ。

●10番（谷口議員） わかりました。

●議長（音喜多議長） 他、ございませんか。9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） まずですね、今回職員の皆さんの給与の改定、減額になると。これは平成23年度分スタートからということですのでございますけれども。しからば特別職の方の皆さんの今年度の給与はもう決まっているわけですのでございます。この辺の考え方についてお伺いさせていただきます、これがまず、1点でございます。

それから、ただいま説明を聞いていたんですけれども、ちょっと聞き洩らしたんですよ。国は0.23ダウンと。厚岸町は平均で0.27でしたっけ、0.17でしたっけ。0.17、そうすると厚岸町の方が平均で低いんですよ。ということは、実態として給与ベースが国とこの標準と厚岸町とどういうふうになっているか、この差異についてご説明を伺いたいなど。

それから、もう1点なんですけれども、先ほどからこの条例でいくと第2条の附則第6条100分の99.59、これらの詳しい説明をしていただきました。町の自治労の皆さんとの調整のお話も聞いたんですけれども。しからば先ほどのご説明ですと24年、25年度以降の人勧ではもう既に発表になっているんですけれども、今年度は100分の99.10という数字でございますが、これらの数字というのはどのようになって、これらに対して町としてどのようなお考えを持っておられるのかお伺いをさせていただきます。

●副町長（大沼副町長） 1点目の特別職の給与の考え方について、私の方からご説明を申し上げたいと思います。

まず、これは特別職で話し合った段階でございますので、これから特別職の報酬審議会にお諮りをして、答申をいただいてその上でどうするかということが決定される、我々の腹積りが決定されると。

その後、議会に上程をさせていただくという運びになっておりますが、現在特別職の給与につきましては、人事院の勧告を斟酌しながら本俸を同様の改定作業を行ってきて、本俸規定をしております。

そこから独自削減とこういう厳しい状況が続いているという認識の下に、5パーセント、これは毎月支給される給料、それから特別手当、これらも全部合わせて5パーセントカットをしているという独自削減を23年度は実施しております。それは今回の改定の中で飲み込めるといふふうに判断をしておりますので、24年度、来年度以降につきましては、今、協議を進めていると、ほぼ、今と同じような形で進めていきたいという腹積りでございます。

●総務課長（會田課長） 私の方からは、2点目と3点目につきまして答弁をさせていただきます。

まず、2点目の国が0.23パーセント、平均で。町が0.17パーセントという、この差異につきましては、国の給料表というのは10級制になっております。町は当然6級制ということで、しかも国のこれまでの人事院勧告を見るとそのこの部分の、要は40歳代以上の、特に50歳代以上のだと思っておりますけれども。この層が今、人事院勧告では、要は天下りを廃止してきた部分があって、その部分が残っているということがあって、かなりその部分が厚くなっている。

そういうことを考えますと、今回、減額改定対象職員とならない部分、それと減額改定対象職員の部分、この比率がかなり減額改定の部分が多いだろうということが想像できるかと思えます。

厚岸町につきましては、当然、6級制ですし、その部分での4級の差異がございますので、年齢層が国に比べると、給与の元々の額が、まず、低いという部分ですね。10級制と6級制では当然違ってきますし、あとは年齢層的にもおそらく国よりも町の方が減額改定対象職員とならない率の大きいのだろうということだと拝察しております。

もう1つ、24年度、25年度の部分の減給補償の部分でありますけれども、これにつきましては、まだ、決定されている事項でもないということと、24年4月1日から施行しようとする部分ですので、この全体の額の影響額というのは、まだ、申し訳ありませんけれども、計算をしておりません。算出をしておりません。申し訳ありません。

これは、今現在、減給補償の対象職員が91人ありますが、24年の4月の時点、要はこの減給補償をまず、半分にしようという部分ですが。この対象職員は71人で、しかも20,000円以上の職員につきましては、ごく少数、2名程度になります。25年の4月の廃止時点では今のところ55人ということで、この辺ではデータを押しえているところでありまして、基本的な今、小額の減給補償をもらっている方というのは、毎年、4号俸ずつ上がるわけですから、当然、給料は上がっていくと。減給補償の部分は無くなるものですから、年々減給補償の対象職員が減ってくるという仕組みになっております。以上です。よろしいでしょうか。

●9番（南谷議員） そうすると、特別職の関係はわかりました。2点目なんですけれども、今のご答弁ですと国の方は天下りがあるからということになると上の方が低くなるから、逆にもっと低くなるのかなと誤解を受けたんですけれども。それは別にして厚岸町の職員の皆さんは40歳以上の方が、平均値よりも少ないということは、若い職員が多いと、こういう理解に立てばよろしいんですね。この辺再確認をさせていただきたいと思えます。

それから、3点目なんですけれども、数字は出せないのかどうかはわからないけれども、人勸ではおそらくもう、発表している思うんですよね。平成25年度にはゼロにするよと言っているわけでしょう。ところが平成19年、20年と、100分の、ある程度高い数字、今年度も100分の90.1ですから。それが2年後にはゼロになるんですよね。大変厳しい結果に至ると僕は思うんですよ。極端に。2年間で無くするよと国はもう出しているわけですから。これに対して今、当然相手もあることですから、答えの出ないことではしょうけれども、町として、理事者としてどう捉えているのかなという想いがありましたので、もし、見解があればお聞きしたいなと思っておりました。まず、ここまで再確認をさせていただきます。

●総務課長（會田課長） まず、答弁に入る前に天下りの部分ですけれども。国は今、天下りを禁止していてそれで、天下りをする職員が少なくなってきたので、その上の年齢層が厚くなっているという説明をさせていただきました。

それと、今すぐ減給補償の部分については、数字を持っていませんので答弁をすることはできませんけれども。この部分につきましては十分精査をしたうえで、今後組合との申し入れをしておりますけれども、この辺は話し合いを進めながら調整をしていきたいというふうに考えております。

●9番（南谷議員） 3回目ですよね。非常に厳しい給与体系になっていると思えます。

しかしながら民間の状況はもっと厳しい。そういう状況の中で理事者と職員組合との調整も大変だろうなと思うんですけれども。結果として下がるを得ないような状況に来ているわけですが、町政の執行上職員の意欲喪失にならないのかなと、ある意味

では、管理職、40歳以上の方々が一律一様に減額になっていくわけですから、理事者側は業務を執行する上で職員の士気、これらに影響がないのか町長のお考えをお尋ねいたします。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

この度の給料の改定につきましては、説明のとおりでございまして、ご案内のとおり毎年、人勸に準拠しながら厚岸町の給与については上げたり下げたりしているわけございまして、今回は平均で0.23。

しかしながら、厚岸町においては0.17ということでございます。これによって職員の士気云々の問題については、私は当然、職員の責務というのは十分にそれぞれ考えておることございまして、士気の高揚については、当然、町長としても人事権を持っている責任からいいましても、厚岸町発展のために全力を尽くしてその職務に全うしていただきたいという考えを持っているわけございまして、そういう意味において今回の改訂については例年どおりの準拠であるというようにご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議長） 他にございせんか。なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（音喜多議長） 次に議案第61号、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。ございせんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（音喜多議長） 日程第6、請願第1号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎議事係長） 内容省略

●議長（音喜多議長） 紹介議員であります、・・・。

（「ちょっと待って下さい。休憩してください。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 休憩します。

[休憩 午前10時59分]

[再開 午前11時00分]

●議長（音喜多議長） 再開いたします。

先に日程第6、請願第1号の漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願書について、議長の私が、「軽油取引税」と申し上げたのを訂正いたします。「軽油引取税」に訂正いたします。

●議長（音喜多議長） 紹介議員であります堀議員より説明を求められておりますので、これを許します。6番、堀議員。

●6番（堀議員） ただいま上程されました請願第1号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願書について、紹介者として若干の補足をいたしたいと思っております。

請願の理由といたしましては、事務局から読みあげられたとおりではありますが、請願趣旨を網羅した意見書案が請願書の裏面に参考として付されておりますので、こちら、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書案に記載されております、記、以下の3点について説明をいたします。

まず、1点目の「漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。」であります。軽油引取税は1956年6月に創設され、道路整備による恩恵は広く一般に及ぶことから、道路の使用に直接関係を有すると認められない場合であっても、原則として全て課税の対象とした地方税法に定められた道路整備等に資することを目的とした本則15円に、暫定税率17.1円を加えた1リットルあたり32.1円が課税されている目的税であります。この軽油引取税の免税措置は、軽油引取税創設時より特に政策的配慮の観点から課税免除することが適当と認められる地方税法、旧第700条の6で定められた特定の用途に限っては知事の承認により課税の免除が認められていたもので、当然道路を走行しない農林漁業用の機械で、漁船もこの課税免除の対象でありましたが、平成21年度、税制改正において目的税から普通税に移行されたことにより、それまで旧法で規定されていた課税免除については廃止となるも、地方税法附則第12条の2の7、各号により平成24年3月31日までの継続特例措置となっているものです。

厚岸町における漁業活動においては、ディーゼルエンジンを主機とする3トン以上10トン未満の船が軽油を主に使っており、厚岸町の漁船該当数は登録漁船数で82隻、議員各位もご承知のとおり沿岸漁船漁業として厚岸町の漁業を支えているところではありますが、来年3月31日をもって軽油免税が無くなりますと、免税額1リットルあたり32.1円がそのまま漁労経費に加算されることとなり、経費に係る燃油の占める割合が30パーセントを超えと言われる漁船漁業においては、正に死活問題となることは間違いがなく、当然、環境や人体、機械などにも重大な影響を与える不正軽油の使用が増えることは容易に想像ができ、経営の安定化を図る上でも来年3月31日をもって廃止なる免税措置の恒久化を要望するものであります。

次に2点目の「農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。」であります。石油石炭税は昭和53年4月法律第25号に基づき石油税法として創設され、原油及び輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭に課せられている税で、蔵出し税としての工場出荷時及び関税としての石油製品輸入時にA重油1リットルあたり2.04円が課税されているものであります。この石油石炭税の免税及び還付措置は、石油石炭税創設時より農林漁業者の経営安定を図る観点から行われてきたもので、2年ごとに更新されてきており、この免税措置は本年7月1日をもって2年間延長しておりますが、零細魚家の経営安定化を図る上でも恒久化を要望するものであります。ちなみに漁業活動においては10トン以上の漁船の動力及び本町の主要魚種でありますサンマ棒受け網漁業の発電機用燃料及び本町の太宗魚種であります昆布採草業の乾燥機の燃料としても使われ、厚岸町の該当漁船数は登録漁船数で29隻、昆布操業漁家数は359軒となっております。こちらも厚岸町の漁業に多大な影響を与えることが懸念されているところであります。

3点目の「地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。」であります。地球温暖化対策税は二酸化炭素の排出抑制や地球温暖化対策の財源確保を目的とする環境税として、既存の石油石炭税及び揮発油税に特例を設けて税率を上乗せするもので、平成22年法律第6号、所得税法等の一部を改正する法律附則第148条において平成23年度の実施に向けた成案を得るよう検討を行うものとするとして、家庭や企業に広く薄く課税しようとするものであります。この税の中の軽減措置項目の中に、農林漁業用A重油は含まれておりますが軽油及びガソリンは含まれておらず、軽油を使う漁船については前述のとおりであります。昆布採草業を始めとする漁船漁業において厚岸町の該当登録漁船数が869隻と町内漁家が一番多く使用している3トン未満の漁船動力であります船外機燃料ガソリン価格の上昇は正に厚岸町漁業の死活問題と言えるもので、検討中の本税にこれら水産業への配慮が何もない中での導入実施は何としても阻止しなければならないことから、適正なる配慮を要望するものであります。

以上3点について簡単に説明をさせていただきましたが、いずれにいたしましても、今、国がTPP交渉参加という国内の大きな反対の声に耳を傾けない中、暴挙に邁進しており、水産業はもとより酪農業も含めた全一次産業従事者が将来に向けての不安を増大している中であっての経営への負担増大となる今回の施策等については、到底受け入れることができないものであります。

議員各位におかれましては事情ご賢察のうえ、厚岸町議会として請願採択されますよう心からお願いするものであります。以上でございます。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ございませんか。質疑を終わります。

お諮りいたします。本請願については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって本請願については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

●議長（音喜多議長） 日程第7、「陳情第1号の訂正の件について」を議題といたします。

●議長（音喜多議長） お諮りいたします。陳情第1号、「緊急避難通路と登山道の設置に関する陳情書」については、陳情者からお手元に配布のとおり、訂正いたしたい旨の申出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって陳情第1号の訂正の件については、許可することに決定いたしました。

●議長（音喜多議長） 以上で、本臨時会に付議された議案の審査は、全部終了いたしました。よって、平成23年厚岸町議会第4回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時08分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年11月24日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
